

岩監公表第2号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月18日

岩沼市監査委員 鎌 田 壽 信

岩沼市監査委員 佐 藤 剛 太

記

1. 定 期 監 査

ア 令和元年9月末日現在における「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」について

イ 令和元年度下水道事業会計、特定公共下水道事業会計及び水道事業会計の4月から11月までにおける建設請負工事等の執行状況

2. 財政援助団体等監査

ア 平成30年度財政援助団体等に対する補助金等の事務事業執行状況

財政援助団体等監査結果報告

1. 監査の対象

平成30年度財政援助団体等に対する補助金等の事務事業執行状況について

2. 監査の期日等

令和元年10月29日

- ・岩沼市民交流協会補助金
- ・岩沼市市民活動助成金
- ・岩沼地区防犯協会連合会補助金
- ・岩沼市公衆衛生組合連合会補助金
- ・岩沼市農作物有害鳥獣対策協議会活動補助金
- ・岩沼市担い手確保・経営強化支援事業補助金
- ・市民まつり事業費補助金
- ・用地取得奨励金
- ・岩沼市交流サロン推進事業費補助金
- ・岩沼市民生委員児童委員協議会活動補助金
- ・岩沼市保育所等整備補助金
- ・岩沼市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金
- ・岩沼市体育・文化振興事業補助金

3. 監査の方法

公益目的のための財政援助等の機能が有効に発揮されているかどうかを主眼として、平成30年度に補助金等を交付した団体等のうちから、220件について事前に監査資料の提出を求め、その資料に基づき財政援助等に係る事務について調査を行うとともに、抽出した上記の補助金等について、担当部（課）長及び担当職員に説明を求めるなどの方法により実施した。

4. 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金・負担金に係る事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指導した。